

広島市水道局規程第2号

令和8年3月31日

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊 原 茂

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程の一部を改正する規程

給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成9年広島市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「分水栓を使用して分岐したものについては、分水栓止めとし、T字管を使用して分岐したものについては、T字管を撤去して配水管を原形に復し、不断水用T字管、サドル付分水栓及び可とう式サドル付分水栓を使用して分岐したものについては、締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとし」を「次の各号に定めるところによら」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 分水栓を使用して分岐したものについては、分水栓止めとすること。
- (2) T字管を使用して分岐したものについては、管理者が別に定めるものを除き、T字管を撤去して配水管を原形に復するものとする。
- (3) 不断水用T字管、サドル付分水栓及び可とう式サドル付分水栓を使

用して分岐したものについては、締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとすること。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。